

平成 30 年度後期 コード類売却業務に関する仕様書

業務名

平成 30 年度後期 コード類売却業務

搬出場所

住 所 一宮市奥町字六丁山 52 番地

施設名 一宮市環境センター及びリサイクルセンター

売却品及び売却量

この売却量は、過去の実績であり、売却量を保障するものではなく、実際の搬出量が異なる場合でも、契約単価での売却とする。

平成 29 年 10 月	0 kg	平成 30 年 3 月	2,280 kg
平成 29 年 11 月	1,220 kg	平成 30 年 4 月	0 kg
平成 29 年 12 月	0 kg	平成 30 年 5 月	1,880 kg
平成 30 年 1 月	1,820 kg	平成 30 年 6 月	0 kg
平成 30 年 2 月	0 kg	平成 30 年 7 月	1,780 kg

コード類は、不燃ごみ収集車により収集されたごみの中からリサイクルセンター運営会社職員が抜き出したもの及び市民が環境センターへ持ち込んだごみの中から市の職員が抜き出したものとする。

なお、家電製品のコード類は、製品との接続部分を 1 箇所切断したもので、コンセント等は付いた状態のものとする。

売却品の引渡し

環境センター敷地内の指定した場所に回収ボックス（8 m³のフックロールコンテナ）を設置し、排出の際に空の回収ボックスと入れ替えるものとする。

回収ボックスについては、受注者所有の物で、設置・入れ替えは、受注者で行うものとする。

業務実施日は、市から受注者に依頼があった日から 10 日以内で、両者協議のうえ決定する。

搬出に係る時間帯は、環境センターの営業時間内で、業務に支障のない時間とする。

計量方法

計量方法は、コード類を搬出する際に、搬出物を積んでいない状態でトラックスケールにて計量し、その後搬出物を積み込んだ状態でトラックスケールにて計量し、その差をもって引渡し重量とする。

報告及び売却代金の納付方法

回収したコード類の引渡し重量を月単位で集計し、翌月の10日（10日が閉場日の場合はその翌開場日）までに報告書を提出するものとする。報告書により納付書を作成するので、その納期限までに納付するものとする。

請求額は、1円未満を切り上げるものとする。

業務の再委託

1. 包括的な再委託

不可とする。

2. 個別業務の再委託

市と事前に協議し、承認を得るものとする。なお、業務の実施を確認するため再委託業務の受託者は、契約書等の写しを市に提出するものとする。

3. 再委託業務の受託業者

「一宮市が行う事務又は事業から暴力団等の排除に関する合意書」（平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないものとする。

契約期間

平成30年10月1日から平成31年3月31日

その他

1. 回収したコード類を有償で引き取ること。
2. 運搬費を自ら負担できる事業者であること。また、使用する運搬車両は、運搬車両届出書によりあらかじめ市に届出ること。
3. 環境の保持のため、コード類の排出場所及び運搬経路の散乱防止に細心の注意を払うものとし、散乱した場合は必ず清掃すること。
4. 売却物品の引渡し及び計量方法について変更があった場合、一宮市の指示に従うこと。

コード類の運搬車両届出書

一宮市環境センターから排出されるコード類の運搬業務に使用する車両について、下記のとおりお届けします。

平成 年 月 日

(あて先) 一宮市長

印

記

1. 車両区分 トン車
2. 車 種
3. プレートNo.